〈2〉韓国の未申告レーザーウラン濃縮実験と 我が国特許法制上の問題

―やはり拡散していた我が国特許出願公開情報―

1. はじめに

筆者はこれまで、我が国の特許制度上の問題によ り、大量破壊兵器に応用可能な機微技術が拡散され てしまう危険性を指摘してきた。ウラン濃縮などの 機微技術を有する国をはじめとするほとんどの先進 国において、機微技術開発の特許出願に当たって は、その内容を公開しないことができる「秘密特 許」制度が特許法上または特別法において整備され ている一方、我が国ではかかる制度は現在存在しな い。我が国ではかかる機微な技術開発が民間企業な どにおいて現在も進められており、その成果を権利 化する上で不可避となる特許出願公開でその詳細情 報が公開されることにより、国外に拡散され大量破 壊兵器開発に利用されてしまうおそれがあることを 指摘してきたものである(CISTECジャーナル2014 年11月号等)。

この筆者の指摘してきた「おそれ」が2015年11月 4日付毎日新聞記事によって現実に起こっていたこ とが明らかとなった。従来、かかる技術の漏えい・ 拡散は不法な輸出といった安全保障貿易管理上の問 題として捉えられるべきものであったが、上記記事 により、我が国特許法上のdue processによって機 微な技術情報が国外に拡散し、かつそれが実際に不 適切な目的・手段において使用された事実が明るみ になったのである。これは、特許法に基づく技術情 報公開という我が国核不拡散体制がおそらくこれま で想定していなかったであろう一見無関係な部分に 実は大きな穴が空いていたことを如実に示してい る。

本稿では、上記新聞記事及び2015年9月から連載 された毎日新聞の特集記事について、核不拡散及び 特許制度の観点から解説を試み、現行特許制度の問 題点及びその本来目指すべき目的が機微技術開発の 保秘と出願との関係で歪められている現実を指摘す るとともに、今後の課題の抽出を試みてみたい。

なお、本稿における検討や見解はひとえに筆者個 人のものであり、所属する組織のものではない。

2. 韓国の保障措置問題と 我が国特許公開情報

(1) 毎日新聞の報道

毎日新聞11月4日付記事の概略は以下のとおり。

毎日新聞の取材に対し、国際原子力機関(以 下「IAEA」) ハイノネン元事務次長が以下の 点を明らかにした。

- -IAEAが2004年夏に韓国原子力研究所(以下 「KAERI」) の極秘ウラン濃縮実験施設を査 察した際、我が国「レーザー濃縮技術研究組 合(以下「レーザー組合」)」が開発したレー ザー濃縮技術に関する特許公報を発見。
- この特許技術が核心となる機器の実物も確認 された。
- 韓国は2000年1~3月に少なくとも3回、 IAEAに未申告で極秘のレーザー濃縮実験を 実施、最高で濃縮度77%のウランを製造し
- 濃縮度は核兵器級には達しておらず量も微量 であったが、IAEAは「量は多くないが深刻 な懸念がある」と指摘。
- 核技術を巡っては過去に日本企業が不正輸出 した例があるが、今回のような核技術情報の 利用が判明したのは初めて。

(2) IAEA保障措置協定と韓国の保障措置問題の概

①保障措置協定

本稿では、IAEA保障措置協定上の問題が頻出す る。まずは保障措置協定の概要について概要を述べ

保障措置とは、ウランやプルトニウムなどの核物 質や原子力資機材の使用が平和目的にのみ用いら れ、軍事目的に転用されていないことやIAEAに未 申告の核物質や原子力活動がないことを確認するた めの措置であり、核拡散防止条約(NPT)上の義 務として、非核兵器国である各締約国はIAEAと保 障措置協定(=包括的保障措置協定)を締結すると ともにIAEAが行う保障措置活動を受け入れること となっている。

この包括的保障措置協定(そのひな形文書番号の INFCIRC/153から153型保障措置協定とも呼ばれ る)は、非核兵器国であるNPT締約国の平和的な 原子力活動に係る全ての核物質を対象とした保障措 置協定であり、各国は保障措置の対象となる全ての 核物質に関する情報を協定発効の月の最終日から30 日以内にIAEAに申告(冒頭申告)し、また保障措 置に関連する施設の設計情報についてもIAEAに申 告しなければならないこととなっている。また各国 は核物質在庫量を「記録」し、IAEAに「報告」し なければならない。IAEAの査察とは、この冒頭申 告に含まれる情報の検認 (特定査察)、核物質在庫 量の「記録」と「報告」が合致しているかの検認 (通常査察) 及び通常査察の結果から疑義が生じた 場合等に通常査察の範囲外の情報または場所にアク セスして行う検認(特別査察)を指す。なお、特別 査察を行う場合は当該国の承認が必要となる。

保障措置は上述のとおりNPTに基づき軍事転用 を防止するための措置であることから、NPT締約 国のうち核兵器国についてはこれを受ける義務はな く、自発的にIAEA保障措置の適用を受けるために IAEAとの間で締結する「自発的協定」を締結して おり、またNPT非締約国であるインド、パキスタ ン及びイスラエルは特定の原子力資機材のみを対象 とした限定的な保障措置協定を締結している。

この包括的保障措置協定は1990年代前半のイラク と北朝鮮での保障措置問題によって限界が明らかと なった。

イラクは、IAEAとの間で包括的保障措置協定を 結び、査察を受けていた。しかしながら、1991年の 湾岸戦争後の国連安保理決議に基づく査察の結果、 IAEAへの未申告施設において大規模な核開発計画 が進んでいたことが発覚し、同年7月のIAEA理事 会において保障措置協定違反が認定された。

北朝鮮は、1985年のNPT加入後、1992年にIAEA と包括的保障措置協定を結んだものの、未申告の2 つの施設に対するIAEAの特別査察を拒否、1993年 3月にNPTからの脱退表明の通告を行った。同年 4月のIAEA理事会で、北朝鮮も保障措置協定違反 が認定されることとなる。

これらの教訓を踏まえ、IAEAでは保障措置の強 化策が検討され、1997年に各国が包括的保障措置協 定に追加して締約する議定書である「追加議定書」 のひな形 (INFCIRC/540) が採択された。追加議 定書には、核物質を伴わない核燃料サイクル関連研 究開発活動に関する情報や、原料物質、中高レベル 放射性廃棄物など包括的保障措置協定対象外の核物 質などの申告情報の拡大、未申告の核物質や原子力 活動がないことを確認するためまたは当事国から提 供される情報の正確性及び完全性に関する疑義を解 消し又は当該情報の整合性に関する問題を解決する ためのIAEA査察官によるアクセス(補完的アクセ ス) 及び短時間の事前通告による査察などが盛り込 まれた。

②韓国の保障措置問題

ここで、韓国の本件保障措置問題について、 IAEAの公式文書ⁱⁱなどのオープンソースから、そ の概要をまとめてみる。

IAEAと韓国の間では、1975年11月に包括的保障 措置協定が、また2004年2月に追加議定書が発効さ れている。

2002年12月及び2003年4月にIAEAは、韓国・太 田にあるKAERIのレーザー技術R&Dセンターに ついて、その研究内容の確認のための訪問を韓国政

ⅰ イラク及び北朝鮮の段落について、加納雄大「原子力外交最前線からの報告」国際環境問題研究所2015年9月

[※] IAEA理事会文書GOV/2004/84(2004年11月11日付け。理事会文書は通常非公開だが、当該文書は以下のサイトにアップロー ドされている。http://www.globalsecurity.org/wmd/library/report/2004/rok-gov-2004-84_iaea_11nov04.pdf)

府に許可を申請したところ、拒絶された。追加議定 書発効後の2004年3月でも、韓国は環境サンプルを 採集することを許可しなかった。韓国は、追加議定 書2.a条(核物質を用いない核燃料サイクル関連研 究活動に関する申告)後にサンプルの採集を認める ことを表明し、同時に韓国のレーザー濃縮技術開発 は核燃料を用いないことを引き続き確約した。

2004年8月、韓国はIAEAに対し追加議定書に基 づく冒頭申告を行い、その中でウランのレーザー濃 縮を行ったことを以下の内容と併せて報告した。

- -2000年1月及び2月に原子法レーザーウラン濃 縮実験をKAERIで行った。
- -3.5kgの天然ウランを使用した。
- 当該濃縮実験では平均10.2%、最高で77%の濃 縮ウラン200mgを製造した。
- 当該実験設備は廃棄され、IAEAの検証が可能。
- 韓国政府は当該実験が行われたことを最近知っ た。

また、IAEAは韓国のレーザー技術開発について は外国からの支援も行われたとしているⁱⁱⁱ。

IAEAは、2004年9月及び11月に3回検証チーム を派遣し、当該原子法レーザーウラン濃縮実験は実 験室規模であったこと、原料及び濃縮されたウラン は比較的少量であったことなどを確認した。

なお、韓国についてはほぼ同時期にレーザー濃縮 の他にも一連の不適切な核関連活動(ウラン転換、 研究炉を用いたプルトニウム抽出及び化学法による ウラン濃縮)を行っていたことも明らかになってい る。

(3) 毎日新聞記事の衝撃

ハイノネン元事務次長は2004年時点ではIAEA内 で保障措置(査察)を担当する保障措置局担当事務 次長であり、今回の証言は十分信用に足るものと考 えられる。

韓国における本件保障措置問題は、2004年9月及 び11月のIAEA理事会で討議されその前後のタイミ ングで報道もされたから、それ自体は初出ではな い。ただし、その不適切な実験に我が国の特許公報 記載情報が用いられたことは今回の報道が初めて明 らかにしたと言える。

この重大事例が起こった理由はただ一つ、これま で筆者が指摘してきた、我が国特許法制において機 微な出願に対する非公開措置、いわゆる「秘密特許 制度」が存在しないことである。すなわち、我が国 の現行特許制度では、出願資料として「その発明の 属する技術の分野における通常の知識を有する者が その実施をすることができる程度に明確かつ十分に 記載された」発明の詳細な説明を述べる明細書の提 出が求められ(特許法第36条第4項)、不十分な場 合は特許が拒絶される(同法第49条第4項)ことと されており、ウラン濃縮など機微な出願も含めあま ねく全ての出願について再現可能な程度の技術情報 が公開され、しかもかかる情報は「特許情報プラッ トフォーム (J-PlatPat)」においてインターネット 経由で全世界に公開されてしまっているのが現状

今般明らかとなった韓国の事例についての情報伝 搬ルートは不明である。上記サイトは2015年3月ま では「特許電子図書館(IPDL)」の名称で運用され ており、当該IPDLは1999年3月から本格的なサー ビスが提供されている(それ以前は97年4月から公 開特許公報英文抄録程度がウェブで提供されていた に過ぎないiv)。99年3月というサービス開始時期 は、韓国で実際に実験が行われたのが本当に2000年 1~3月だけであったとするならば、IPDL経由で の情報伝播があったかは微妙ではある。もっとも、 1986年10月から国内の専用端末でならば全出願公開 情報の閲覧は可能であったし、仮に当該端末から出 力してそれを韓国に持ち込む、または輸出したとし ても、貿易外省令第9条第2項第九号口によって当 該取引は経済産業大臣の許可無く取引することが認 められており、何ら違法性はない。

特許情報の使用についてはどうだろうか。レー ザー組合は187件の特許出願を行い、特許権を取得 したものもできなかったものもある。ハイノネン元 事務次長の証言では具体的にこれらのうちどの出願 技術が実際に韓国の実験に用いられたか定かではな いので、当該実験に用いられた発明が韓国に国際出 願されたものかどうかはわからない。特許権はパリ

iii 上記文書

i^v 森次顕「特許電子図書館(IPDL)以前の産業財産権情報の提供」、Japlo YEAR BOOK 2010

条約において属地主義がうたわれており、特許権を 主張するには当該国において特許権を取得する必要 がある。仮に当該発明の特許権を韓国で取得してい たとしても、韓国特許法第96条第1項では試験研究 のための特許発明の実施については特許権の効力は 及ばないとされていることから、韓国の実験にレー ザー組合の特許権が用いられていたとしても問題は 無いと言えそうだ。いわんや、韓国で特許権を取得 していない場合については何ら問題は無い。

以上のとおり、我が国の現行特許法上、レーザー 濃縮という機微性の高い(その原理については上述 のCISTECジャーナルを参照)技術であろうと、そ の研究開発成果を特許出願することは適法である し、特許法はかかる技術であっても何ら隔てなく出 願から18ヶ月後に公開する。この公開情報を取引で 輸出しても外為法上何ら問題が無い。したがって、 レーザー組合の情報は全てdue processによって日 本から韓国に移転された結果、IAEAに未申告の極 秘実験に利用され、通常の民生用途としてははるか に高すぎる濃縮度を達成し、IAEAをして深刻な懸 念があると言わしめたことになる。

これが現在の我が国法制がもたらした現実であ る。

3. 法的措置以外での情報管理の困難さ と特許法の精神の歪曲

(1) 原子力機微技術開発とその成果の権利化の難

毎日新聞の連載記事「核回廊を歩く」では、原子 力機微技術開発とその情報公開を巡る関係者の生々 しい証言が数多く記載されている。

この中で、2015年10月30日付、同31日付け、11月 5日付及び11月7日付け記事では、以下のような事 実が明らかとなっている。

- 原子力基本法制定により核兵器開発が行われ ることを阻止するため、同法に日本学術会議 が公開の原則を定めるよう強く主張した。
- 日本の機微技術開発による情報管理や特許出 願について少なくとも1967年と1977年または 78年に日米間で非公開協議が開催された。
- -67年の議題は日本の濃縮技術情報の管理強

- 化。ここでアメリカからの要請に対し、原子 力基本法の公開の原則は譲れないものの、行 政指導で秘密維持を図ると回答。
- -77年(または78年)の協議では、アメリカ側 から、当時100本ほど公開されていたウラン 濃縮技術に関する日本の公開特許情報は核不 拡散上きわめて問題であることを指摘。日本 側からは権利の保護のための防衛的措置とし て特許申請は必要だが日本の特許にはでたら めの情報もまぶしてありどれが本当の内容か 簡単にはわからないはずと返答。
- この協議を受け、ウラン濃縮開発を担当して いた動燃(当時)は濃縮関連資料の特別管理 とともに、遠心分離機を開発するメーカーに 対し、論文発表の禁止や特許申請時の事前相 談の義務づけを契約書に盛り込む措置をとっ
- この措置に対して、メーカーからは「開発技 術の権利化の必要性」、「特許権などの多寡が 企業評価につながる」と反論され難航。特許 出願は認めるが「放棄」手続きにより先願権 を確保し実質的な権利化を図ることとした。 調整できない場合は濃縮技術とわからないよ うな名称にして出願を認めた。
- このような取り組みをしても、ブラジルが東 芝に遠心分離技術供与を打診するなど、日本 メーカー各社が濃縮技術開発に取り組んでい たことは世界中に知られていた。

上記記事を読むと、執筆した記者は、原子力基本 法における公開の原則が機微技術にかかる特許出願 についても公開を強いる理由と考えているようであ るが、筆者としてはそうとは考えにくい。前者は国 民に対して原子力についてどのような活動を行って いるかを知らしめれば済むのであり、後者のような 再現可能な情報開示を伴う権利確保策とは明らかに 異なるからである。仮に原子力基本法が理由であっ たとすると、核兵器開発を阻止するために設けられ た公開の原則が、我が国機微技術の海外流出と IAEAに未申告の秘密実験という核兵器開発ととら れてもおかしくない事態を招いたのである。このこ とは、原子力基本法が議論され制定された1950年代 前半当時から、我が国の技術開発の範囲やレベル及 び国際情勢が当時の状況や想定からはるかに超えて おり、既に現状に即していないと考えるべきであろ う。

また、アメリカは50年前から我が国の機微技術開 発に関する情報管理体制について懸念を有していた こと、67年に秘密保持を図ると回答していたにも関 わらずその10年後には既に100本もの特許が公開さ れていたこと、当時の動燃が厳しい情報管理・特許 出願抑制策をとったにも関わらず日本メーカーの機 微技術開発活動が世界に知れ渡っていたことにも注 目すべきであろう。このことは、メーカーなどプラ イベートセクターによる自主的な取り組みは結果と して効をなさないことを如実に物語っている。私企 業は利潤の追求がその第一義的な目的であり、それ を制限しなければならない政策的要請がある場合に は、例え規制緩和の世の中であっても政府が措置し なければならないのである。

さらに、特許出願に当たり、でたらめの情報をま ぶす、濃縮技術とわからないような名称にするなど の対応をせざるを得なかったという関係者の証言も 注目に値する。そもそも特許公開は、発明を世の中 に技術情報として公開し、それを基にしたさらなる 技術の発展を促すことを目的としている。そのため に当該技術分野における平均的な能力を有する者が 再現可能な詳細情報を公開するのである。ここで機 微技術を拡散させないために嘘の情報を出願する、 あるいは技術分野を誤認させるような目くらましを 行うことは、特許制度そもそもの目的を否定するこ とになる。言い換えれば、出願する技術の機微性に かんがみると、出願者にそう強いるのが現行制度で あると言える。

既述のCISTECジャーナルで述べたとおり、我が 国にも第二次大戦直後までは秘密特許制度が存在 し、主として軍事技術に関する特許情報の公開を抑 制していた。戦後、新憲法の戦争放棄の規定により 今後軍事技術を開発することはないであろうことか ら、1948年に同制度は廃止された。他方、我が国は 1972年からウラン濃縮技術開発をナショナルプロ ジェクトとして本格的に開始した。この技術は、例 えば軍備管理・不拡散の専門家からなる国際的な独 立系組織であるIPFM (International Panel on

Fissile Materials) のレポートでは、

For a small national enrichment facility sized to fuel a one GWe LWR (注:Light Water Reactor), the time to produce HEU (注: Highly Enriched Uranium) sufficient for a few weapons would be on the order of a few weeks. Commercial centrifuge plants in operation today are typically very much larger, however, sized to fuel tens of power reactors. A facility sized to support about ten reactors would be capable of providing enough HEU for several weapons per week.

Countries that have national enrichment plants therefore have near nuclear-weapon state status.

と、小規模であっても民生用ウラン濃縮施設を持つ ことは核兵器国に近い位置づけを持つことと同じで あると指摘されている、ように、仮に小規模であろ うが、民生用途であろうが軍事用途であろうがそこ には本質的な差異は存在しない。毎日新聞の上記連 載記事(9月23日付)にある「(原子力の世界では 核技術は) 平和利用と軍事利用は一体のものである というのは常識」という専門家の意見は妥当である と言えよう。このように、戦後70年を経過した我が 国は、準軍事技術とも言える技術を開発し実際に運 用している。このような事態は、48年の特許制度改 正時には想定し得なかったものであるし、またこの ような機微な技術を開発している以上、戦前と同じ ような特許公開を制限する措置が必要であるとも言 える。なぜなら、戦前は軍事技術開発成果そのもの 及びその敵対国への拡散を秘密特許制度により防止 していたところ、この「軍事技術」を「原子力機微 技術」に、「敵対国」を「核不拡散上の懸念国」に 置き換えれば構造としては戦前も現在も全く同じ状 況にあるからだ。

また、特許出願を抑制していた動燃はメーカーか らの反発を受け、出願は認めるものの放棄手続きに より先願権のみを確保させたという対応が紹介され ている。これは、先願権を規定する特許法第39条に おいて、当時の第5項では特許出願を取り下げた場 合には先願権を認めないという規定があり、その反

^v IPFM [Global Fissile Material Report 2009]

対解釈として「放棄」の場合には先願権が付与され るとされていたことに由来する。特許法では出願を 辞めてしまう方法として「取り下げ」と「放棄」が 規定されており、前者は出願手続きを手続き的に撤 回する旨の特許庁に対する表明(例えば出願書類に 不備があるので近い将来に再度出願するような場 合) であるのに対し、後者は特許を受ける権利につ いて特許出願をした後に特許庁に対して行う放棄の 意思表示(この発明について排他的独占権たる特許 権を受ける権利を捨てる)である。この「放棄」を 出願公開前に行うと、当時の規定では先願権が付与 されるだけでなく公開も免れられた。したがって、 出願企業サイドの観点では、仮に他社が後から同様 の出願を行っても拒絶されることとなるので、自社 の権利化はできないものの他社の権利化も阻止でき るという窮余の策とも言える消極的防衛策をとるこ とができたのである。ただし平成10年度特許法改正 により、同項は放棄と取り下げ両方について先願権 を認めないこととしたので、もはやこのようなある 意味姑息な手法はとれないこととなった。かかる 「唾付け」に先願権を確保させないことは正当な対 応と言えようが、他方、機微な技術開発を行う企業 としては、完全に特許出願をあきらめるか、上述の 虚偽情報や目くらましの出願をするか、開き直って 正確な機微情報を出願するかの選択しか残らなく なった。出願をあきらめれば企業の研究開発投資意 欲及び研究者の研究意欲(後述)が低減するである うし、虚偽情報を出願すれば特許制度自体の信用が 毀損され、開き直れば核不拡散上の懸念がさらに増 大する。我が国は核燃料サイクルを依然として堅持 しており、かかる機微な原子力技術開発を今後とも 行っていく必要がある。このような中、秘密特許制 度の導入以外に上記のトリレンマを解決する方策は 筆者には容易に見当たらない。

以上の諸点からも、現状に即した特許制度の改正 を遅まきながらではあるが検討すべきではなかろう か。

(2) 研究者のモティベーションの低下

我が国現行特許制度は核不拡散とは別の側面の問

題、すなわち機微技術開発に関与する研究者の意欲 を低下させ、技術開発の進展を妨げるおそれもあ

毎日新聞の連載記事「核回廊を歩く」11月12日付 け記事では以下の記述がある。

- 研究者にとって論文や特許の数は重要な人事 評価基準。
- ウラン濃縮開発事業を管理した動燃が特許出 願や論文発表を制限したため、同事業に参加し た東芝では、事業解散時に特許をとれなかった がために希望した職場に戻れなかった研究者が いた。
- 電力各社が中心となったレーザー組合では厳 しい管理をせず、参画した各企業から特許出願 が相次ぐ。日本の人事考課システムも意図せざ る拡散を招く一因。

この問題については、経済産業省のウラン濃縮技 術開発プロジェクト評価報告書^{vi}においても、以下 のとおり指摘されている。

「本事業や前事業 (注:いずれもウラン濃縮技術 開発事業を指す) のように長期研究期間と厳重な 機密性を要する研究開発事業を実施する場合、そ れに係わる研究員のモティベーションを維持・向 上することに努力を要する。なぜならば、研究者 は、自分の研究成果を公表し、その分野で評価さ れることを最大の喜びとするのが一般的である。 しかし、本事業のように、長期間同一研究に従事 し、しかもその結果の公表に厳格な制限がある場 合、従事した研究者のモティベーションの維持・ 向上は大変困難であることが予想できる。」

論文や特許取得件数が人事評価における有力な基 準となるのは日本だけでなく海外においても同様で ある。例えば、米国エネルギー省傘下の研究所で核 兵器開発に従事する研究者の人事評価においても同 様の基準となっているとは、同省出身である筆者の 同僚の弁である。ここで決め手となるのが秘密特許 制度である。核兵器開発という機微な分野であって も、重要な発明を行った場合には、彼らは上述の日

^{**} 産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会「ウラン濃縮新技術事業化調査委託費プロジェクト評価(事後)報告書」(平成 15年5月)

本で行われてきたようなおかしな自主規制をするこ となく特許出願することができ、その件数などを基 に適正な人事評価を受けられる。当然出願内容は公 開されないので、核不拡散上の懸念も生じない。

核兵器開発に意欲的に取り組めることが果たして 人類にとって歓迎されるべきことなのか若干複雑な 心境とはなるが、いずれにせよ機微な技術分野の研 究者も秘密特許制度によってモティベーションを維 持しながら研究を進めることができるのである。 翻って我が国では、まじめに研究に取り組んだ研究 者がたまたま機微な分野で特許出願ができなかった ばかりに十把一絡げな人事考課により不利に扱われ ることになる。このような状況では優秀な研究者は 集まらず、満足な研究開発成果は望めないであろ う。

当然、研究分野の特性に応じた緻密で公平な人事 考課システムや職務発明への適切な対価を算定でき るシステムを導入することができれば、研究者のモ ティベーションを維持するために秘密特許制度を導 入することは必ずしも必要でないかもしれない。た だし、前項で引用したように特許件数の多寡が研究 者の評価にとどまらず企業評価をも決めるのである ならば、やはり秘密特許制度はその存在価値を有す るのである。

4. 学術論文の在り方

学術論文の技術情報については、「内容その他か らみて法の目的を達成するため特に支障がない」と して、貿易外省令第9条第2項第九号口により大臣 の許可なしに取引することができる。本当に支障が 無いのであろうか。

毎日新聞の連載記事「核回廊を歩く」では、これ まで述べてきたような我が国特許法制による機微技 術開発成果の拡散についてだけでなく、かかる分野 の発表論文の危険性についても触れている。9月15 日及び16日付け同連載では以下の点を述べている。

- -1973年、京大工学部のM助教授(当時。ここ では実名を伏す) は遠心分離機内のガスの流 れに関する研究を始める。
- 国会図書館で調べたアメリカの先行論文は、 核兵器開発につながる極秘技術であることか

- ら題名だけが公開され、中身は機密であっ
- M助教授は74年以降、その研究成果をイギリ スの学会誌に次々と発表。「世界初の公開論 文であり、研究者として栄誉を得た。
- 当該論文は遠心分離機の作り方などハードの 部分は書かれていなかったものの、ガスの滞 留に悩む技術者が読めば「ぴたっとはまる」 危険な論文。
- 遠心分離性能を飛躍的に向上させたロシア人 専門家から「あなたの論文は私たちのバイブ ルだった」と告げられた。
- その後、M助教授などは核兵器開発を密かに 目指していたパキスタンやブラジルから誘い を受ける。その中にはパキスタンの原爆の 父、A.Q.カーンも含まれる。
- 核兵器開発につながりかねない技術を公開し た理由として、当時の大学紛争で暴力学生か ら生き残るためと説明。

学術論文については、研究者など「書く側」と学 会など「公開する側」の両面で検討していく必要が あろう。

まず公開する側について上記記事でわかること は、アメリカは機微な分野においては学術論文で あってもしっかりとした対策をとっており、どの研 究者がどのような研究をしたのかといった最低限の 情報のみを世の中に発表していることがわかる。他 方、イギリスの学会ではそのような対策をとってお らず、全部を公開してしまっていたようだ。その結 果、記事中のロシア人専門家の発言により、かかる 学会誌による日本の機微な論文の公開がロシアの遠 心分離性能を飛躍的に向上させたことが暗示されて いる。ロシアは核兵器国であるので上述の韓国の事 例とは核不拡散上は一線を画すべきであるものの、 いずれにせよ日本の機微な情報が海外に拡散したこ とは間違いないと言えよう。

翻って書く側についてであるが、上記記事の例で は、大学紛争でやむを得なかった事情はあるもの の、結果としてM氏は研究者として栄誉を得た、と 胸を張っている。この姿勢については、筆者として はある種のいらだちを感じざるを得ないのも事実で あるが、しかしながら前述の経済産業省報告書にも

あるとおり、研究者にとって自らの研究を世の中に 発表し認められることは至上の喜びであることを前 提とすると、(たとえアメリカが先行論文を非公開 にした核不拡散上の配慮を結果的に出し抜いた上で の栄誉であり、かつその機微な内容が海外に拡散し たとしても)ある種やむを得ないのかもしれない。 研究者は研究をし、その成果を論文にしたい生き物 なのである。そのような生き物を世の中に大過なく 共存させ、かつその生み出す知恵の実を活用するた めには、公開する側が世の中と共存させる仕組み、 すなわち機微な論文を国際社会の要請にマッチする 形で公開させるルールを作るべきではなかろうか。

その点から、このアメリカの対応、つまり題名だ けを公開するということは、核不拡散上の要求と研 究者の発表したい欲求や世の中に認められたい欲求 を一定程度両立させる一つの手段であるかもしれな い。広く一般にはかかる限定されたものを公開し、 論文本体はそれを真に必要とする限定的なコミュニ ティで共有するなどの措置は有効であろう。このよ うな対応により、前項のような研究者のモティベー ション維持も期待できる。

もっとも、最近は研究者が学会誌などによらずイ ンターネットで自らの業績として公開してしまう例 も多数あるが、このような場合は研究者自ら慎重な 対応をとってもらうしかない。特に原子力機微技術 開発では個人研究家の参画は考えにくいから、研究 者は何らかの組織に所属していると考えることが普 通である。したがって、当該組織が所属研究者の情 報公開ポリシーを職務規定上明記するとともに、不 断の啓蒙活動を行っていく必要があろう。

また、こうして見てみると、特許の公開制度と学 会誌の発表は非常に似通った仕組みであることがわ かる。出願者や論文執筆者は詳細かつ正確な記載が 求められる。特許制度では法制度がそれを求めてい るし、学会誌では学術的正しさが大前提であるから だ。また、それらを公開する側は一定の公開ポリ シーを有し、アメリカのように特許でも学会誌でも 内容を精査し公開に適さないものについては必要な 非公開措置をとる(他方、イギリス学会誌や日本の 特許制度(おそらく学会誌も)では公開してしま う)。したがって、もし我が国が秘密特許制度を導

入するとした場合、アメリカの学会誌の手法はその 制度設計上参考にすべき措置と言える。特許出願公 開は、当該発明を行った者の「欲求」を満足させる だけでなく、同様の研究を行おうとしている他社に とってみると先行研究の把握による重複投資の回避 (出願会社の観点では競合他社への牽制効果) があ るわけで、海外の秘密特許制度に多く見受けられる 全てを秘密にしてしまう制度(例えばアメリカ特許 法では、出願公開を定める第122条において、秘密 保持命令が出された出願は出願公開の適用除外とさ れているし、ドイツ特許法でも第31条(5)で秘密 対象特許の出願公開については最上級の連邦当局の 同意が必要とされている)では、かかる特許公開制 度のメリットを享受できない。発明の名称やその内 容をある程度把握できるが再現まではできない程度 の情報を公開することは、特許制度における産業政 策・企業活動・研究活動上の要請と核不拡散上の政 策的要請を両立させる手段といえよう(詳細な制度 設計については筆者の過去の論文(例えば化学生物 総合管理学会学会誌第9巻第2号など)を参照され たい)。

5. まとめ

毎日新聞の一連の報道により、韓国の不適切な レーザーウラン濃縮実験に我が国特許制度に基づく 公開情報が用いられたことが初めて明らかになると ともに、かかる原子力関連機微技術開発の成果の権 利化や研究者・企業のモティベーション維持などに おいて、現行特許制度が大きな障害となっているこ とがわかった。

韓国の事例は、追加議定書の発効を契機として IAEAに未申告の実験があったことを自ら報告した ことにより露呈したという比較的珍しい例であると 言える。2004年2月の追加議定書の発効により IAEA査察官はこれまでIAEAに申告されていない 施設にも「補完的に」アクセスすることが可能とな り、当該秘密実験が発見されてしまうであろうこと などから、ついに観念したのかIAEAに報告した、 とされているvii。

NPT締約国191カ国・地域(核兵器国を含む)の

vii http://cns.miis.edu/stories/041109.htm#fnB10

うち追加議定書に署名・発効している国はその3分 の2以下の126カ国(2015年7月現在)に過ぎない。 残りの3分の1の国々の大部分については包括的保 障措置協定及びそれに準じる保障措置協定が発効・ 実施されている(核兵器国は除く)ものの、12カ国 はそれさえも発効されていない。NPT非締約国の インド、パキスタン及びイスラエルでは66型協定と いう極めて限定的な保障措置が適用されているのみ であるし、南スーダンに至ってはNPT未締約だけ でなくいかなる保障措置も適用されていない。

包括的保障措置協定は、その名前から受ける印象 とは異なり査察対象は原則的に締約国から申告され た施設・核物質の情報がベースとなっており、未申 告施設への査察(特別査察)は相手国政府からの承 認が必要となる。したがって、韓国が過去行ったと おり受け入れ国政府が拒絶すれば査察はできない。 このように、仮に追加議定書による補完アクセスが 万能であったとしても、依然として世の中には、未 申告の核関連活動を第三者が確認できない国が数多 くある。現在の我が国特許法制を念頭に置けば、韓 国への拡散は我が国の特許関連情報が核関連活動に 用いられた唯一の事例としてではなく、むしろ氷山 の一角と捉えるべきではなかろうか。

第二次大戦の教訓を踏まえ、秘密特許制度を廃止 し、原子力基本法に公開の原則を導入した意図は尊 い。しかしながら、現在の我が国の技術レベルやエ ネルギー情勢、さらには国際的な核不拡散上の状況 は当時全く想定できなかったことであり、原子力機 微技術分野で高い技術力を有する我が国は、時々の 情勢に応じ柔軟に法制度を改めていくべきである。 韓国への技術流出及びその技術が不適切な実験に用 いられたという事態を重く受け止め、秘密特許制度 の再導入をはじめとするより包括的かつ実効的な核 不拡散体制を構築していくべきである。